

保護者各位

小金井市長 西岡 真一郎
(公印省略)

緊急事態宣言後の学童保育所の縮小運営の期間延長及び利用申請について

日頃より、小金井市の学童保育業務にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスによる感染症の感染拡大を受け、小金井市では令和2年4月8日付け「緊急事態宣言の発令に伴う学童保育所の開所時間の短縮及び登所自粛のお願いについて」にて、保護者の皆様に登所の自粛を強く要請させていただいたところです。

小金井市では新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図るため、上記の要請期間を、下記のとおり令和2年5月31日まで延長することと決定いたしましたのでお知らせします。

これに伴い、5月11日から5月31日の期間に保育の利用を希望される場合は、所定の書類を事前に学童保育所へ提出していただくこととしましたので、ご注意ください。

所内の「3密」化を少しでも防ぎ、児童及び指導員等の所内での感染の拡大防止のため、保護者の皆様には、何卒、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

- 1 期 間 令和2年5月31日（日）まで延長します。
- 2 開所時間 原則、午前8時00分から午後5時00分まで
※ 家庭状況から、どうしても午後5時以降保育が必要な場合は、ご相談ください。
- 3 対 象 **全ての世帯を登所自粛要請の対象とします。**
ただし、次の①又は②のいずれかに該当する世帯については、保護者がその理由を在籍している学童保育所に申請することで、保育を継続して行います。
 - ① 医療、交通、金融、社会福祉等の社会生活を維持する上で必要なサービスに世帯全員（成人）が従事し、かつ、仕事を休むことが難しい場合。
 - ② ①以外で特別にやむを得ない事情がある場合
- 4 申請について ①・②いずれの方も保育を希望する場合は、「登所自粛期間における保育の利用申請書」を在籍している学童保育所に5月2日以降、利用日の前までに申請書を提出し、保育を利用するための確認を受けてください。（土曜日の受付は12時まで）

- ※ 利用申請書の提出がない方は欠席とします。その場合の欠席連絡は不要です。
- ※ 期間及び運営については、今後の社会情勢等により変更する場合があります。
- ※ 上記に関わらず、発熱等の風邪症状がみられるときは、登所を控えていただくようお願いいたします。また、発熱等が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、風邪症状が改善傾向となるまでは、登所を控えていただくようお願いいたします。